

区連会 資料 4-10

令和6年4月18日

自治会町内会長 各位

旭区連合自治会町内会連絡協議会
会長 林 重克

「旭区地域活動のしおり」の配布について（情報提供）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

また日頃から、自治会町内会活動を通じて、地域の連携や住みよいまちづくりに御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、自治会町内会加入促進・活性化事業の一環としまして、自治会町内会活動に役立つ情報を掲載した「旭区地域活動のしおり」を作成しましたので、配布いたします。

今後、自治会町内会役員のみなさまで御活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 配布物

「旭区地域活動のしおり」（A4サイズ）

【概要】

- ・自治会町内会について
- ・各種依頼事項
- ・各種支援制度
- ・地域活動団体
- ・加入の呼びかけ ほか

2 配布部数

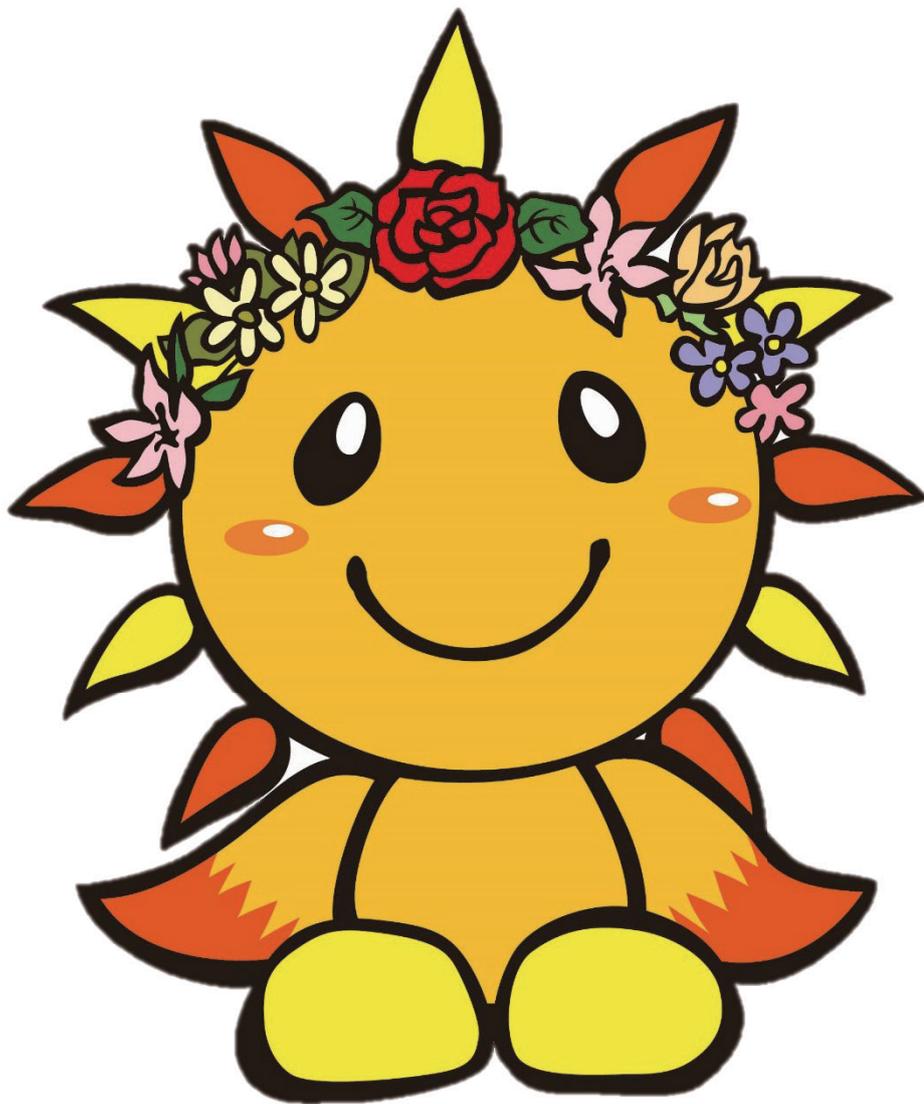
7部

3 その他

追加の配布を御希望の場合は、区連会事務局（旭区地域振興課）までお問合せください。

担当：旭区連合自治会町内会連絡協議会事務局
（旭区地域振興課地域活動係）
電話 954-6091

旭区地域活動のしおり



旭区マスコットキャラクター あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会

事務局：旭区役所総務部地域振興課地域活動係

TEL：045-954-6091 FAX：045-955-3341

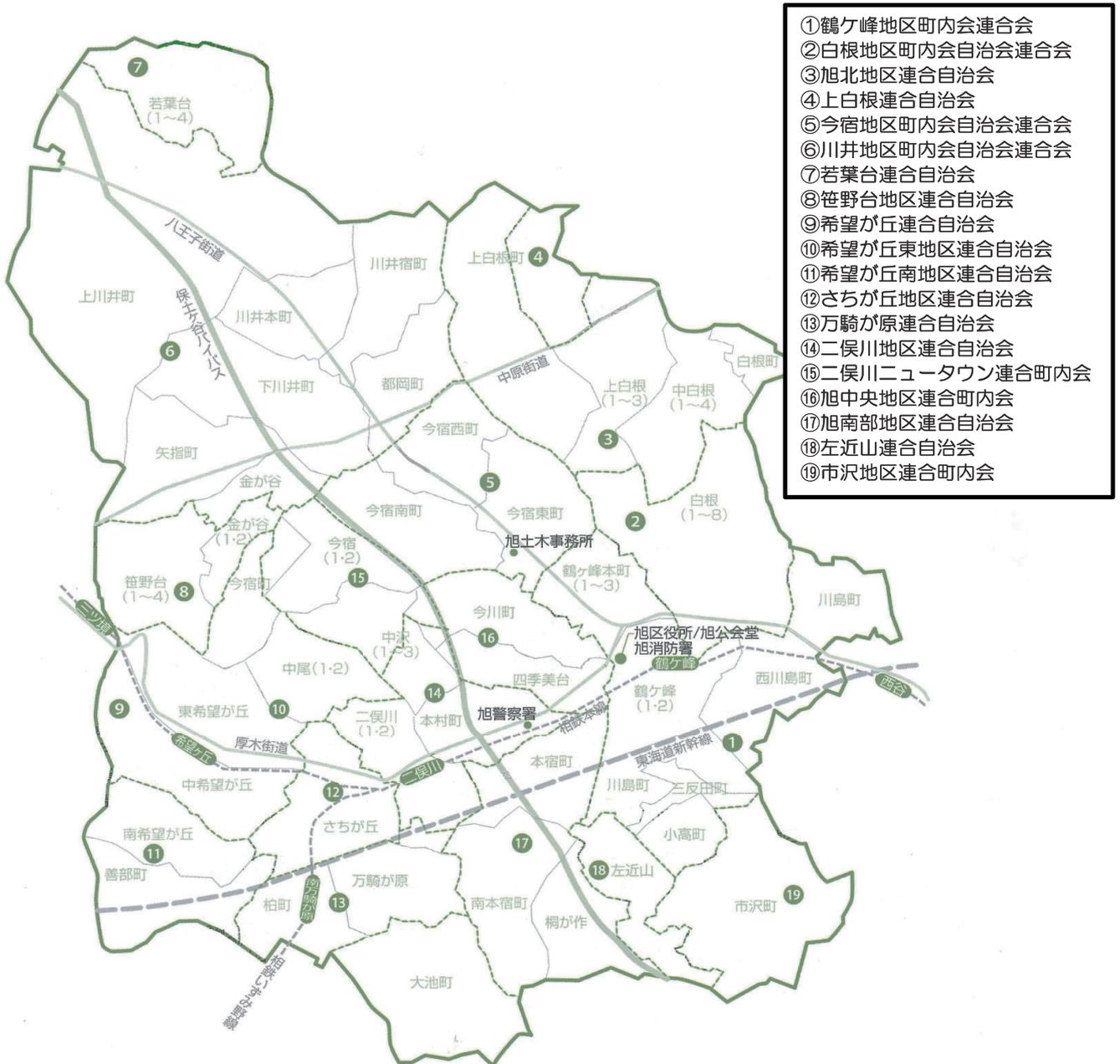
令和6年3月発行

～ 目 次 ～

<u>1 自治会町内会について</u>	2
<u>2 区役所からの依頼事項</u>	6
<u>3 地域活動への各種支援制度について</u>	8
<u>4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等</u>	10
<u>5 主な地域活動団体</u>	20
<u>6 元気なまちをみんなで</u>	22
<u>7 活動中のケガや事故について</u>	26
<u>8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ</u>	28
<u>9 個人情報の取り扱いについて</u>	29
<u>10 自治会町内会の法人化について</u>	30
<u>11 区役所等の業務案内</u>	34
<u>12 こんなときはどこに…</u>	36

※内容については変更が生じる場合があります。

～旭区の地区連合自治会町内会の区域～



- ① 鶴ヶ峰地区町内会連合会
- ② 白根地区町内会自治会連合会
- ③ 旭北地区連合自治会
- ④ 上白根連合自治会
- ⑤ 今宿地区町内会自治会連合会
- ⑥ 川井地区町内会自治会連合会
- ⑦ 若葉台連合自治会
- ⑧ 笹野台地区連合自治会
- ⑨ 希望が丘連合自治会
- ⑩ 希望が丘東地区連合自治会
- ⑪ 希望が丘南地区連合自治会
- ⑫ さちが丘地区連合自治会
- ⑬ 万騎が原連合自治会
- ⑭ 二俣川地区連合自治会
- ⑮ 二俣川ニュータウン連合町内会
- ⑯ 旭中央地区連合町内会
- ⑰ 旭南部地区連合自治会
- ⑱ 左近山連合自治会
- ⑲ 市沢地区連合町内会

～旭区の自治会町内会に関する統計的データ～

令和5年4月1日現在

- 自治会町内会団体数 236団体(市全体2,833団体)
- 自治会町内会加入世帯数 80,095世帯(市全体:1,213,068世帯)
- 地区連合自治会町内会数 19団体(市全体:253団体)
- 総世帯数 107,996世帯(市全体:1,790,597世帯)
- 自治会町内会加入率 74.2%(市全体:67.7%)※
(※自治会町内会加入世帯数÷旭区内総世帯数×100=%)

1 自治会町内会について

自治会町内会は、一定の地域に住む住民によって組織され、住民相互の親睦や、地域の諸課題を一緒になって解決し、明るく住みやすい街づくりを目指す、自主的民主的な任意団体です。

住民の大半が会員として加入し、日常生活に密着した活動を行う自治会町内会は、地域を包括した基礎的な住民組織です。

住み良い生活環境を維持するためには、例えばごみ集積所の清掃、資源集団回収、防犯灯の維持管理など、地域としてまとまることで、効率的・効果的に行うことができます。また子ども会や夏まつりなどの地域の事業を通して隣近所と顔見知りになり、絆を強めることが、子供と高齢者の見守りや災害時の助け合いにつながります。

自治会町内会は、こうした重要な役割を担っています。

1 自治会町内会の役割

自治会町内会は、明るく住みやすい街づくりのため、3つの役割を果たしています。

① 公益的事業活動・地域サービス

防災、防犯・青少年育成、交通安全、環境美化、資源集団回収

② 親睦を深め、絆を醸成

運動会、盆踊り、まつり、子ども会活動、各種サークル活動、敬老会 など

③ 情報共有・合意形成・利害調整

ポスター掲示、チラシ等資料の回覧、会議の開催 など

地域の親睦を図ることが結果として青少年育成につながったり、「親睦」や「公益的事業活動・地域サービス」を行うためには「情報共有・合意形成・利害調整」が必要になるなど、3つの役割はお互いに関連しているため、3つの役割をバランスよく果たしていくことが重要です。



2 自治会町内会の主な活動

自治会町内会は、3つの役割を果たすため、具体的には次のような活動を行っています。

① 環境美化・資源集団回収活動

ごみ集積場所の管理や公園清掃、新聞・雑誌・缶・びん・ペットボトルなどの資源物の回収などにより、地域環境の美化やごみの減量・リサイクルを進めます。

② イベント等の開催

夏まつり・運動会・文化祭・餅つき大会などのイベントの開催や、子ども会活動などの各種サークル活動の実施や支援などを通じて、地域の親睦を図ります。

③ 行政との連携

行政や公益団体からの情報の周知や、各種団体の委員等の推薦を行い、行政と連携し、地域社会の形成を行います。

④ 社会福祉活動

高齢者への給食サービスや安心訪問、敬老会の活動、子育て支援、募金への協力などにより、社会福祉を推進します。

⑤ 防災活動

防災訓練の実施、防災資機材の整備や食料の備蓄などにより、災害に備えます。また、地震などの災害発生時には、お互いに助け合って安全を確保します。

⑥ 防犯・交通安全活動

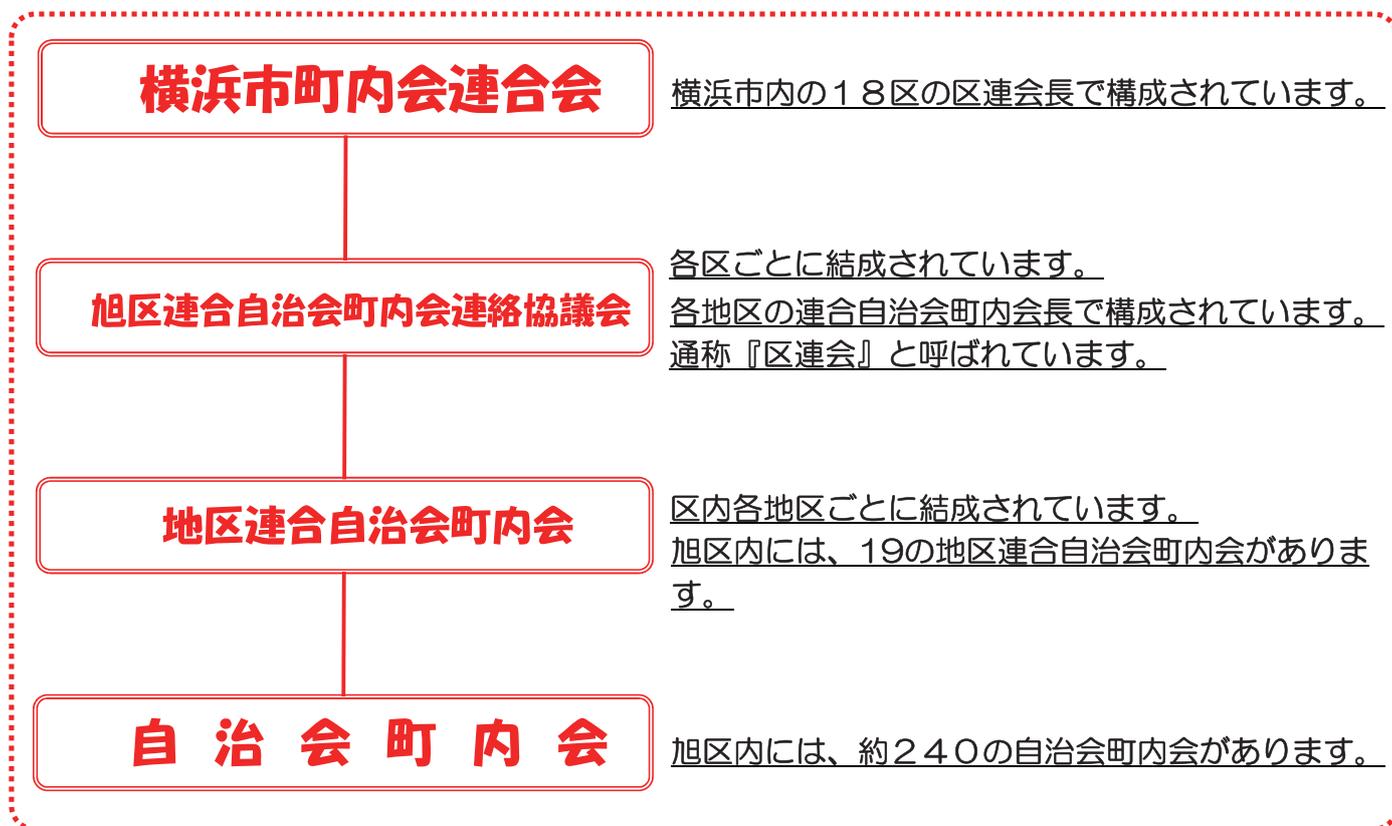
防犯パトロールや見守り活動の実施、防犯灯の維持管理、スクールゾーン対策協議会への参加などを通じ、犯罪や交通事故の防止活動を推進します。

⑦ 施設・設備の維持

活動の拠点となる自治会町内会館の維持管理、広報手段の掲示板や回覧板の維持管理などにより、地域の親睦や情報共有の基盤を支えます。

3 横浜市の自治会町内会組織の構成

横浜市の自治会町内会の組織構成は、次のようになっています。
各団体間で情報共有や意見交換を行い、よりよい地域づくりを目指しています。

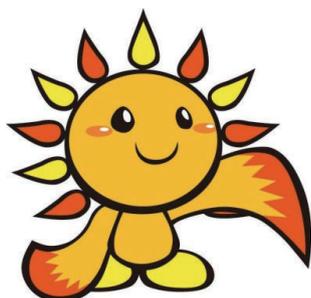


● 地区連合自治会町内会の役割とは…

今日の自治会町内会活動では、あらゆる分野において、**区域を越えた広域的な取組み**が必要となることが少なくありません。地区連合自治会町内会は、このような単独の自治会町内会が実施するには困難な広域的事業や課題解決に向けた取り組みなどを行っています。

● 旭区連合自治会町内会連絡協議会の役割とは…

旭区連合自治会町内会連絡協議会は、主に各地区連合自治会町内会間の連絡調整や、区全体に関する事柄などについて行政と連携、協力した取り組みを行っています。



いろいろな団体が互いに協力して
地域は成り立っています。

4 自治会町内会の運営について

自治会町内会を運営する際には、役員のみなさんは次の点に心がけましょう。

① 情報共有で民主的な運営を

会の運営にあたっては、**情報を広く共有**して民主的運営に努めましょう。

新年度の事業計画や予算、過年度の事業報告や決算、役員選任や規約改正など重要な事項については、「規約（会則）」に従って、「**総会**」で決定しましょう。

また、1～2か月に1回程度開催する「定例会」や「役員会」を開催する自治会も多いようです。会議には、役員や各専門部長、委嘱委員などが出席し、総会で審議する原案の作成などを行います。

また、自治会町内会の具体的な事業の執行も行います。

会員向けに広報紙やニュースを発行し、会の活動情報をお知らせし、情報共有することも有効です。

地域の一体感が育まれ、活動への参加者、協力者も得やすくなります。

② 仕事はみんなで役割分担を

自治会町内会には様々な仕事があり、少人数だけでそれをやっていくのはとても大変です。

役員全員で分担をするとともに、会員同士で積極的に声をかけあって、活動に参加してもらいましょう。

自治会町内会の円滑な運営のため、**役員の負担を軽減するための工夫**を考えることも必要です。

③ 会計は会員に分かりやすく

自治会町内会の会計は、会員からの会費や区からの補助金等が主な財源となっています。

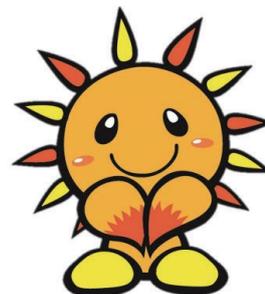
わかりやすい項目で正確な出納簿をつくりましょう。

自治会町内会で専用の口座を開設し、**全ての収入は一度自治会町内会の口座に入金**するようにすると、出入金の管理がしやすくなります。

また、自治会町内会館建設等のために特別会計を設置している場合は、その特別会計専用の口座も別に設けます。

支出については、例えば会計担当者が伝票等によって会長の許可を得るようにするなど、会計担当者だけでなく**複数の人のチェックが働くようにする**と良いでしょう。

みんなで互いに協力して
自治会町内会を円滑に
運営していきましょう。



2 区役所からの依頼事項

依頼事項	依頼内容
現況届	<p>毎年度当初に、自治会町内会及び地区連合自治会町内会の状況を把握させていただくための基礎資料として、主に次の項目について様式に記入のうえ、提出いただいています。前年度と変更がない場合にも、必ず提出していただきます。</p> <p>(1) 連絡先(自治会町内会名、会長名、会長住所、電話番号等) (2) 自治会町内会加入世帯数、班数、掲示板保有数等</p>
口座振替依頼書	<p>市又は区から自治会町内会及び地区連合自治会町内会へ、次の補助金・謝金を振り込む際に、振込先の金融機関口座を指定する書類です。前年度と変更がない場合にも、必ず提出していただきます。</p> <p>① 地域活動推進費補助金 ② 防犯灯維持管理費補助金 ③ 広報紙(広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だより)配布謝金 ④ 町の防災組織活動費補助金 ⑤ 地区連合自治会町内会防災訓練奨励金</p>
自治だより お届け先指定届	<p>毎月、横浜市町内会連合会や旭区連合自治会町内会連絡協議会で審議された内容等を記載した機関紙「自治だより」を発行しています。この自治だよりは毎月20日以降～月末にかけて回覧・掲示依頼物をお送りするのに併せて「現況届」の内容に基づき自治会町内会長のご自宅へお届けしています。</p> <p>この届は、会長のご自宅以外への配送を希望される場合のみ配送先を指定していただくためのものです。</p>
広報よこはま あさひ区版 配送届	<p>自治会町内会の加入・未加入を問わず、各種広報紙(「広報よこはまあさひ区版」、「県のたより」、「ヨコハマ議会だより」)を、全ての世帯に配布していただくよう、ご協力をお願いしています。</p> <p>配送先住所・担当者・配布部数に変更がある場合にご提出ください(年度途中の変更も可能です)。また、メールや電子申請でも変更できます。</p> <p>毎月10日までにご連絡いただければ、翌月号から反映します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="459 1541 715 1778">  <p>▲メールでの変更</p> </div> <div data-bbox="756 1541 1139 1832"> <p>■入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・申請者氏名 ・変更希望月(○月下旬配送分) ・変更後の配布部数 ・変更後の配送先情報 など <p>■メールアドレス as-kouhou@city.yokohama.jp</p> </div> <div data-bbox="1251 1541 1506 1778">  <p>▲電子申請での変更</p> </div> </div>



おねがいします

「現況届」「口座振替依頼書」については、会長の変更がない場合でも必ず毎年度提出をお願いいたします。

区役所では、毎年度3月に「自治だより」を通じて自治会町内会長様に自治会町内会の組織体制の把握や各種情報提供等について依頼しています。
※会長が交代される場合には、これらの書類提出について必ず新会長に引継をしてください。

依頼時期	提出時期	提出先	摘要
3月	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	現況届の世帯数は4月1日現在の加入世帯数を正確にご記入ください。 現況届に記入された加入世帯数が地域活動推進費補助金の基礎数値となります。 <u>※ 地区連合自治会町内会に加入している場合は、区役所及び連合に同じ加入世帯数を届け出るようご注意ください。</u>
	地域活動推進費補助金等の交付申請時まで	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	口座振替依頼書に押印いただく印鑑は、関係する補助金の請求書にも <u>同一の印鑑</u> を押印いただくこととなりますので、お忘れにならないようご注意ください。(スタンプ印は不可です。) 関係する補助金を申請しない自治会町内会についても、広報紙配布謝金の支払いがありますので、 <u>必ずご提出</u> ください。
	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	自治だよりを <u>会長のご自宅</u> にお届けする場合は <u>提出不要</u> です。
	配送先住所・担当者・配布部数に変更があった時	区政推進課 広報相談係 電話:954-6023 FAX:955-2856	配布謝金: ①広報よこはまあさひ区版 9円/1部(毎月) ②県のたより 8円/1部(毎月) ③ヨコハマ議会だより 4円/1部(年4回) 配送日:毎月末(1月分は12/29までに配送) 各世帯への配布日:毎月1日~10日の間

3 地域活動への各種支援制度について

地域活動の種類	活動の内容 (対象経費)	支援対象 (申請)団体	支援区分
公益的地域活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費 会議開催経費、会館維持管理費、役員手当など ・事業費 美化活動、レクリエーション活動、子ども会や老人クラブへの助成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
自治会町内会館の 整備 ※	自治会町内会館の整備に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
	【整備の種類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築・購入 既存の建物を撤去し新築する場合含む ・ 増築 既存の建物の床面積の増加 ・ 耐震補強工事 耐震診断に基づいて行う工事 ・ 修繕 既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事 		融 資
防災活動 ※	町の防災組織(各自治会町内会)が行う防災関連の会議費、訓練費、資機材購入費などの 防災活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 	補助金
防犯活動 ※	地域内で実施する防犯パトロールなどの 防犯活動に要する経費 (帽子、反射ベスト、ジャケット購入費 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	助成金
防犯灯の設置・更新	LED防犯灯 の設置・更新に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	市事業
防犯灯の維持・管理	地域が所有・管理する「 防犯灯 」の 電気料金や修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
新たに地域課題を 解決しようとする活動	区内で地域福祉の推進など 地域課題解決に向けた事業 に必要な経費	旭区民を含む2人以上の団体	補助金

※は、P9右上にあります「公益的地域活動全般」の「摘要欄」の※を、ご参照願います。

**地域活動を推進するため、活動内容に応じた各種支援制度がありますので
ご利用ください。**

支援(補助・助成等)制度	支援の申請先	申請時期	摘要
<p>「地域活動推進費補助金」</p> <p>加入世帯数又は対象経費に応じた金額 (前金払・翌年度精算)</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	4～6月	<p>※他の補助金・助成金の交付を受ける場合、他の補助金・助成金の対象となる支出は、<u>地域活動推進費補助金の補助対象経費にはなりません。</u></p> <p>補助金対象額の1/3が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。 詳細は27ページをご覧ください。</p>
<p>「自治会町内会館整備事業補助金」</p> <p>補助率1/2(共通) 【上限額の例】 ・新築・購入:99,000円/㎡ かつ1,200万円 ・増築:500万円 ・耐震補強工事:300万円 ・修繕:200万円</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	<p>実施前年度 4月～6月</p>	<p><u>必ず事前にご相談ください。</u></p>
<p>横浜市との協定を結んだ民間金融機関からの融資</p>	<p>金融機関</p>	<p>市からの補助決定後</p>	<p><u>法人化している必要</u>があります。 詳細は、各金融機関にお問い合わせください。</p>
<p>「町の防災組織活動費補助金」</p> <p>世帯数×160円</p>	<p>総務課 庶務係 954-6007</p>	4～6月	<p><u>支出額が補助金額を下回った場合、返還金</u>が発生します。</p>
<p>「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」</p> <p>・単位自治会町内会: 対象経費の1/2または20,000円 ・地区連合自治会町内会: 対象経費の1/2または50,000円</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	5～6月	<p><u>予算の範囲内で交付額を決定</u>しますので、申請が多い場合には助成額が減額される場合があります。</p>
<p>「LED防犯灯設置事業」</p> <p>自治会町内会等に代わり、市が経費負担をし、設置します。</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	5月頃	<p>各自治会、町内会より、設置等の申請を受け付けます。 <u>要望内容等によっては、設置できない場合</u>もあります。</p>
<p>「防犯灯維持管理費補助金」</p> <p>年度当初(4/1現在)に所有する防犯灯数×2,200円</p>	<p>地域振興課 地域活動係 954-6091</p>	4～6月	<p>地域活動推進費補助金と<u>同時に申請</u>します。</p>
<p>「あさひのつながり応援補助金」</p> <p>対象経費の9割 【上限】5万円</p>	<p>地域振興課 地域力推進担当 954-6028</p>	4月～12月	<p>必ず事前にご相談ください。 予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。</p>

4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等

委員名	活動内容	任期
民生委員・児童委員 及び主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される 特別職の非常勤公務員 で、地域住民の相談・援助や見守りを行い、行政や専門機関への「つなぎ役」として地域福祉の推進など多方面にわたり活動しています。	3年
スポーツ推進委員	市長から委嘱される非常勤公務員 として、各種スポーツ振興事業の推進をしています。	2年
青少年指導員	市長及び県知事から委嘱 され、地域社会における青少年の自主的な活動と、その健全な育成を推進しています。	2年
保健活動推進員	市長から委嘱 され、行政の健康づくり施策のパートナーとして、地域の健康づくりを推進しています。	2年
環境事業推進委員	市長から委嘱 され、自治会町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた 3R行動・地域の清潔保持を推進 します。	2年
消費生活推進員	市長から委嘱され、地域における消費者のリーダーとして、地域と連携して、自主的に悪質商法防止などの 消費者問題の学習や普及・啓発活動 を推進しています。	2年
保護司	法務大臣から委嘱される 非常勤の国家公務員 で、地域において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発活動を行います。	2年 (再任妨げない)

※各委員の詳細は、12～17ページの資料を参照してください(保護司を除く)。

**自治会町内会や地区連合から委員等の推薦を受けて、
各種公益的活動を推進しています。**

推薦 依頼時期	推薦先(担当)	提出時期	摘 要(推薦基準等)
毎年 2月(欠員補充) 7月(欠員補充) 2025年 5月(一斉)	福祉保健課 福祉保健係 954-6101	毎年 4月(欠員補充) 9月(欠員補充) 2025年 8月(一斉)	○民生委員・児童委員は、各自治会・町内会から 原則200世帯～440世帯に1名 :地区推薦準備会の 開催と適任者の推薦 ○主任児童委員は、 地区連合から2名 :連合地区 推薦準備会の開催と適任者の推薦
2024年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2025年 2月	各自治会町内会から 原則1名
2025年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2026年 2月	自治会町内会の数、世帯数等を勘案し、各地区 連合ごとに一定数
2024年 11月	福祉保健課 健康づくり係 954-6146	2025年 2月 締切後も 随時受付	各自治会町内会から 原則1名 250世帯につき1名を目安 とします。
2024年 11月	資源循環局 旭事務所 953-4811	2025年 2月	各自治会町内会から 原則1名
2024年 11月	地域振興課 地域活動係 954-6095	2025年 2月 締切後も 随時受付	活動している地区連合の各自治会町内会から 原則1名
随時	旭区社会福祉 協議会 392-1123	委嘱日 4月1日 10月1日	<p>《保護司候補者の要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱日現在66歳以下であること ・禁錮以上の刑に処せられたことがない者 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものでない者

民生委員・児童委員、主任児童委員とは？



高齢者世帯への
声掛けや、訪問



高齢者向けの
ふれあいサロンの開催



子育ての
相談・支援



子育てサロンの
紹介



地域で小学生の
ジュニアボランティア活動
を進める



認知症などの
相談先や関係機
関でのサービス
等の案内



一人で寂しい
食事しても食欲が
無く、不安だな…



地域で実施し
ている食事会
を紹介



Q1

民生委員・児童委員、
主任児童委員(※1)とは？

A1

子どもから、高齢者まで、
地域のみなさんの
身近な相談相手です！

Q2

具体的には、
どのような活動をしているの？

A2

高齢者世帯への声かけや
訪問、ふれあいサロン・
食事会などを紹介しています。
子育てサロンの紹介、
様々な子育ての相談・支援
を行っています。

連携！

Q3

すべて民生委員が
解決するの？

A3

民生委員は、皆さんの悩みごとを解
決するために、行政や関係機関に
つなげていくための「パイプ役」です。
また、様々な福祉サービスを
紹介します。

協力！

Q4

何だか大変そう…
一人で活動するの？

A4

各地区(20地区)ごとに協
議会があり、そこに属して活動し
ています。協議会では、月1回程
度会合を開催したり、研修をし
たり、みんなで相談ごとの対応方
法を話し合うなど、一人で抱え込
む事がないよう、みんなで取り組
んでいます。

【年間の主な活動】 ※この他に、各地区ごとの活動があります。

時期・頻度	主な内容
通年	相談、訪問・見守り活動
毎月1回程度	定例会(各地区ごとに開催)
随時	全員研修、その他の研修もあります。
7/1、12/1	欠員補充、一斉改選(3年に一度実施) (地域の推薦準備会で候補者を選出)
8~12月	ジュニアボランティア体験事業 (各地区の小学生が地域の福祉活動に参加することを支援)
10月	赤い羽根共同募金

○ 民生委員・児童委員、主任児童委員(※1)は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で地域福祉増進のため、幅広い活動を行っています。

○ 地域の皆さんの悩み事をお伺いします。※2

○ ひとり暮らしの方の見守り活動や子どもたちへの声かけを行います。

○ 地域でのボランティア活動や福祉サービスを進めます。

※1 児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を「主任児童委員」と言います。

※2 民生委員・児童委員には、法的な守秘義務があり、ご相談内容の秘密を守ることになっています。

旭区のスポーツ、横浜のスポーツを支える！ スポーツ推進委員



主な活動内容



市内で行われる国際大会のコース設営や管理に携わることで、**選手を間近でサポートすることが出来ます！**



老若男女を問わず競技に参加する「旭区民スポーツ祭」を開催しています。大会の中でスポーツ推進委員は、**運営や救護で活躍しています！**



審判講習会を受講することで、区内で行われる大会で**審判員として活躍しています！**



講習会を通して、**スポーツの知識を向上させます！**

開催月	年間スケジュール(予定)
5月	ITU世界トライアスロンシリーズ横浜大会
7月	審判講習会と救命講習会を隔年ごとに実施
8月	旭区民スポーツ祭8月大会
9月	旭区民スポーツ祭9月大会
9月	横浜シーサイドトライアスロン
10月	横浜マラソン
10月	旭ふれあい区民まつり
11月	旭区民スポーツ祭11月大会
12月	旭区クロスカントリー大会
1月	旭スーラシア駅伝
3月	旭区スポーツ人のつどい
3月	旭区スポーツ推進委員大会を隔年で実施

※全ての方に、全イベントに従事していただくわけではありません。各地区でどのイベントに従事するか、相談していただくこととなります。
※このほか、各地区における行事があります。

※一括で杜協のボランティア活動保険に入るので、安心して活動できます。また、ユニフォームや帽子なども支給されます。

未来を担う子どもが、ふるさとの旭区で健やかに成長するために！

青少年指導員



よこはま動物園ズーラシアで、動物と自然とのふれあいや、こどもの創造性を養うことを目的に、「旭区子ども写生大会」を企画・運営しています(6月)。



こども自然公園の豊かな自然の中で、様々な体験や人々との交流を通じて、思いやり・協調性・自然を大切にする心を育みます。(旭区親子野外自然体験活動)(11月)



児童・生徒の発表・交流の場、また、学校と地域の交流の場を目的に、「旭区学校音楽祭」を実施しています(12月)。



旭区大なわとび大会では、こどもたちのチームプレーを運営側として支えています！(2月)

【区・市等の主な活動実績】

時期	主な内容
6月	旭区子ども写生大会(ズーラシア)
6月	青少年指導員研修会
7月	全市統一行動パトロール活動(夜間パトロール)
7月頃	社会環境実態調査(カラオケボックス等の調査)
10月	全市統一行動キャンペーン(区民まつりでの啓発)
11月	旭区親子野外自然体験活動(こども自然公園)
12月	旭区学校音楽祭(横浜富士見丘学園中学校・高等学校)
2月	旭区大なわとび大会(旭スポーツセンター)
9月、3月	広報紙「あさひ青指だより」の発行(年2回程度)

※全ての方に、全イベントへ参加していただく訳ではございません。

※この他、各地区における行事があります。

Q1. どんな活動をしているの？
A1.

こどもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するために、地域でのイベントをはじめ、「旭区子ども写生大会」等のイベントや夜間パトロール、カラオケボックス等の立ち入り調査等を実施しています。

Q2. 活動するにあたって、ケガをした時のための保険等がありますか？
A2.

ボランティア活動保険に入るので、安心です。旭区青少年指導員のユニフォームや帽子なども支給されます。

Q3. 自分にできるか不安だな・・・何か、講習会はありますか？
A3.

新任青少年指導員を対象に、その役割や具体的な活動内容についての研修があるので、初めての方でも安心です。また、外部講師をお招きして、こどもを楽しませるアイスブレイキングや、コミュニケーションゲームの手法を体験して学ぶ等、自分のスキルや知識の向上に繋がります。

青少年指導員(通称「青指(せいし)」)は、未来を担うこどもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するため、地域ぐるみで青少年健全育成を図る活動をしており、横浜市長からと同時に、神奈川県知事からも委嘱されます。

活動内容の一部をご紹介します。11月に、こども自然公園・同青少年野外活動センターで行われる「親子野外自然体験活動」では、ウォークラリーと野外炊事を行います。ウォークラリーは、青少年指導員が考えた様々なクイズが、園内の数か所のポイントにあり、親子で協力しながらクイズを解き、チェックポイントを周ります。また、野外炊事では、薪割りや火おこしを体験し、焼きそば、焼きマッシュマロなどを作ります。このように親子で参加して体験できるイベントなどを企画、運営しています。

また、「旭区大なわとび大会」は区内19地区で予選大会を行い、勝ち抜いたチームが地区の代表として優勝を目指して頑張ります。過去の大会では2,086回跳んだチームがあり、選手、保護者、そして、青少年指導員も大いに盛り上がりました。

こども達と触れ合うのが好きな方、ぜひ一緒に活動しませんか！よろしく願いいたします。

旭区保健活動推進員は こんな活動をしています



◇保健活動推進員とは…？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱します。地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康施策のパートナー役として、地域で生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

横浜市の健康づくり施策の指針である「健康横浜21」の地域における推進役として地域の人々の健康を支えるための活動を行うことが期待されています。

任期は令和5年4月から2年間です。

◇活動内容は…？

- 地区単位や区単位の保健活動推進員会に属し、活動計画に沿って、他の保健活動推進員と一緒に活動します。
- 区役所が主催する育成研修を始め、様々な研修を通じて健康について学びます。それを、ご自身の健康づくりに活かしていただくとともに、地域の健康づくりのための活動に出来る範囲で取り組みます。
- 健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することや、区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。
- 市民活動保険にボランティア活動保険を付加し、保健活動推進員の活動を補償します。
- 個人に対する報酬はありません。地区研修活動等に対して区から各地区へ交付金があります。
- 永年にわたって活動いただいた方には、勤続表彰の制度があります。

<活動例>

- 健康づくりに関する研修会への参加
- 健康チェック、体力測定の実施
- ウォーキング指導、体操教室の開催
- 受動喫煙防止や健(検)診受診促進の啓発活動等



総会（5月）



受動喫煙防止・禁煙キャンペーン(5月)



健康フェアでの健康チェック(10月)



各地区での活動例(ロコモチェック)

研修等の受講や活動の実践により、健康に関する知識が増え、ご自身やご家族の健康づくりができます。

活動を通じて地域の皆さんが健康になり、いきいきとした活力ある地域になります。

また、地域での仲間づくりができ、支えあって暮らせる地域につながります。



環境事業推進委員は こんな活動をしています

分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

推進委員の 主な活動

地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関するこの情報提供

清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

住民からの相談と 行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街頭クリーンキャンペーン(ポイ捨て防止キャンペーン)等への参加・協力
- (3) 研修会への参加
- (4) 他の地域団体との交流による協力体制づくり



環境事業推進委員の身分及び補償について

1.身分について

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

2.活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険等により補償を行うこととします。

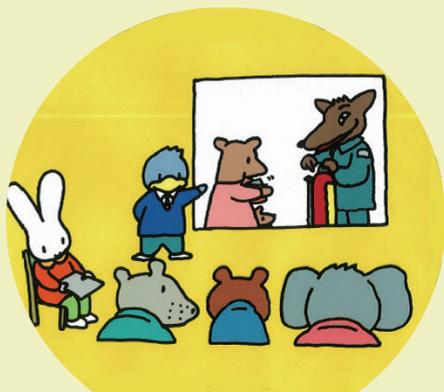


集積場所パトロールの様子

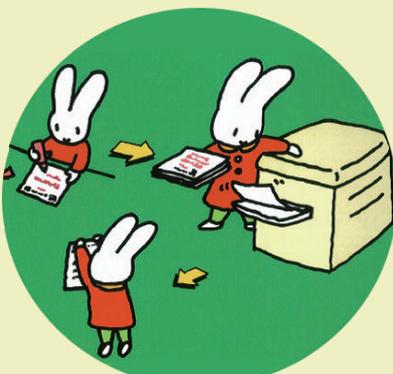


安全で快適な消費生活を推進する地域のリーダー

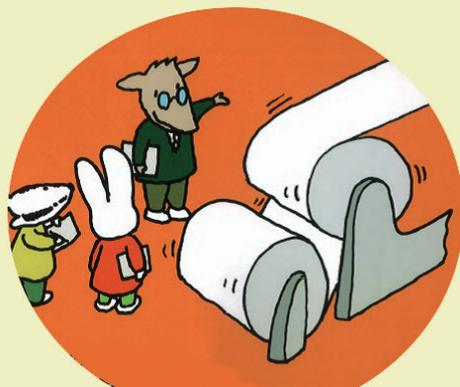
消費生活推進員



地域の人を集めて悪徳商法防止のための講演や紙芝居をして、知識を広めよう！



消費や環境に関する広報誌を作って、みんなにお知らせして、「賢い消費者」に！



施設見学会を実施して、自分の知識を高めよう！

Q1.

消費生活推進員はどんな活動をしているの？

A1.

地域の方々向けに、悪徳商法防止のための講習会を開いたり、広報誌を作成したり「賢い消費者」を育てる活動をしています！

Q2.

一人で活動するの？
誰かと一緒に活動するの？

A2.

地区ごとにみなさんで活動していただいています。
活動内容は地区のみなさんで相談して決めています。

Q3.

自分にできるか不安だな・・・
何か、講習会はあるのかな？

A3.

4月に新任者研修を実施するほか、「横浜市消費生活総合センター」に講師の派遣を依頼することもできます。

【令和5年度主なイベント】※予定です

開催月	イベント名(活動を除く)	活動
4月	委嘱式・新任者研修 地区担当者会議	↑ 年2回以上の活動 (啓発講座など) ↓
5月		
6月		
7月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
8月		
9月		
10月	区民まつり(啓発物品配布)	
11月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
12月		
1月		
2月	地区担当者会議	
3月		

消費生活推進員は、横浜市長の委嘱を受け消費者の主体的活動を促進し安全で快適な消費生活の推進を図るための活動をしています。

消費活動は、人が生きていく上で欠かせないものですが、高齢者を狙った悪徳商法や、高額契約など被害も多く発生しております。国としても平成21年に消費者庁を創設し、消費者問題に取り組んでいますが、横浜市消費生活推進員は、自ら消費の知識をつけて自分が「賢い消費者」となり、その知識を地域で広めて頂くことで「賢い消費者」の輪を広げていく市民活動の担い手です。

具体的には、地区ごとに「悪徳商法」の知識をつける啓発活動などを行っていただいております。

お買いものが好きな方、悪徳業者にだまされたくない方、環境問題に関心のある方に特に向いた活動です。よろしくお願いたします。

× E ♪



～「あさひくん」で 地域のイベントを盛り上げませんか？～



旭区役所ではマスコットキャラクター「あさひくん」の着ぐるみの貸出しを行っています。
ご利用いただいた方からは、「あさひくん」が参加することでイベントが盛り上がったと大好評！

地域のイベントに「あさひくん」を登場させて行事を盛り上げませんか？

1 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」について

旭区制40周年を記念して、マスコットキャラクターのデザインと愛称を募集し、誕生しました。

2 サイズについて

着ぐるみは大と小の2種類あります。

(1) 大（高さ約2メートル（着用時）、幅約1.5メートル）

・注意点：室内で利用するときは出入りする扉の大きさに御注意ください。

(2) 小（高さ約1.8メートル（着用時）、幅約1.1メートル）

・注意点：着用は身長170cmくらいまでの人が望ましいです。 ※写真は着ぐるみ「小」です。

身長が高い場合、着ぐるみのブーツから着用者の素足が出てしまう恐れがあります。

※なお、大と小の両方を同時に登場させることはできません。



3 費用について

・貸出しに費用はかかりません。ただし、運搬については、使用者にてお願いします。

・ワゴン車等の大きい車でないと運搬できない可能性があります。

※QRコードからも
アクセスできます。

4 貸出方法について

(1) 旭区のHPから「着ぐるみ貸出申請書」をダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/shokai/mascot/asahikun2.html>

(2) ご提出は地域振興課へ。eメール、FAX、持参、郵送いずれの方法でも構いません。

(3) 旭区から貸出承認書が届きます。

(4) 貸出日に地域振興課へ受け取りに来てください。

※注意事項

・申請書は使用される3か月前から1週間前までにご提出ください。

・貸出しは申請書の先着順で行うほか、行政利用のためご希望の日程で貸出しできない場合もありますので、事前に電話にて空き状況を御確認ください。

・閉庁日は貸出しや返却の対応をしていません。

・貸出期間は最長7日間です。



旭区地域振興課生涯学習支援係

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 1-4-12

TEL: 045-954-6095 FAX: 045-955-3341

Eメール: as-asahikun@city.yokohama.jp

5 主な地域活動団体

団体名	活動概要
かがやきクラブ旭(旭区老人クラブ連合会)	<u>区内高齢者が仲間とともに明るく健康で生きがいを持って生活できるよう</u> 、文化・スポーツ・レクリエーションなど、様々な活動を行っている市内最大の老人クラブです。おおむね60歳から90歳代の会員たちが、日々楽しく活動しています。
旭区交通安全シルバーリーダー連絡協議会	旭区老人クラブ連合会からの推薦を受け、支部ごとに選ばれた代表者で組織されています。交通安全思想の研修を受け、クラブ内における <u>交通安全教育の啓発・普及活動の他、各季交通安全運動にも参加</u> し、区内全域で高齢者を中心とした交通安全活動を行っています。
旭区スポーツ協会	<u>区民のスポーツの普及・振興を推進するとともに、会員相互の親睦を図る</u> ため、会の趣旨に賛同する区内の13の各種スポーツ団体で組織し、競技大会や教室を開催しています。
旭交通安全協会	<u>区内の交通事故の防止や交通安全教育の推進</u> を目的に組織されています。小学校、校外委員、旭交通安全母の会の協力を受け、「はまっこ交通安全教室」の実施や、交通安全キャンペーン、新入学児童への交通安全教本の配布など、幅広い機会をとらえて交通安全活動を行っています。
旭防犯協会	自治会町内会が参加して組織しており、区民が安全で安心して生活ができるように、 <u>防犯思想の高揚・防犯活動の推進</u> のため、防犯キャンペーンや防犯パトロールを行うほか、防犯に関する諸事業を行っています。
旭消防団	消防団とは、普段は本業の仕事等を持つ消防団員が、火災発生時の消火活動、地震や風水害といった <u>大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などを行う消防機関の一つ</u> です。 平常時には、訓練、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動など、地域防災力の向上に重要な役割を担っています。
食生活等改善推進員会(旭区ヘルスメイト)	旭区福祉保健課健康づくり係で実施する食生活等改善推進員養成講座の修了者(全9回中8回以上の出席者)のうち入会を希望する方々で構成されています。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域で乳幼児から高齢者まで幅広い世代の人を対象に <u>健康づくりを推進</u> する活動をしています。(おやこの食育講座、低栄養の予防に関する食生活講座など)
旭区社会福祉協議会	社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた社会福祉法人です。補助金や区民の皆様からいただいた賛助会費等を財源として、 <u>区内における様々な地域福祉事業</u> を展開しています。賛助会費は、地区社会福祉協議会を通じて、納入をお願いしています。
神奈川県共同募金会旭区支会	共同募金運動は、 <u>民間の社会福祉活動を支援</u> する総合的な募金活動で、神奈川県共同募金会旭区支会が取りまとめを行っています。 皆様から寄せられました「赤い羽根共同募金」は、民間社会福祉施設・団体等に配分されたり、区社会福祉協議会を通じて広く社会福祉活動のために活用されています。また、「年末たすけあい募金」は、区社会福祉協議会を通じて区内の福祉団体・グループの活動費等に活用されています。
日本赤十字社旭区地区委員会	赤十字活動は、「会費」と呼ばれる皆様からの募金・寄付によって成り立っており、毎年5月に赤十字社員増強運動を展開し、「会費」を募っています。 旭区地区委員会では、「会費」の募集を行うとともに、 <u>献血運動</u> への協力や救急法の普及活動、火災・風水害による <u>被災者への見舞金の交付</u> などを行っています。
旭区更生保護協会	<u>犯罪の予防や更生保護事業</u> の充実発展を図ることを目的に、皆様に会員になっていただき、側面から支援していただいています。犯罪をした人の更生には保護司が直接あたっていますが、この旭保護司会をはじめ、更生保護女性会などへの助成や犯罪や非行のない「社会を明るくする運動」を実施しています。

区内には様々な公益的活動を行っている団体があり、自治会町内会からの協力を得て各種活動を推進しています。

事務局	連絡先	摘要
旭区老人クラブ連合会事務局	電話: 360-5056 FAX: 459-5313	
地域振興課地域活動係内	電話: 954-6091 FAX: 955-3341	研修会: 4月及び11月頃 代表者会議: 6月、9月、11月、3月頃
旭スポーツセンター内	電話: 370-6415 FAX: 370-6416	
旭交通安全協会	電話: 363-0031 FAX: 362-1965	交通安全キャンペーン: 4月、7月、9月、12月
旭警察署生活安全課内	電話: 361-0110	会費: 1世帯あたり 30円 ※毎年6~7月頃に納入をお願いします。
旭消防署総務・予防課 消防団係	電話: 951-0119 FAX: 951-0119	『旭消防団では、今、あなたの力が必要です。』 随時消防団員を募集 しています。 ※詳しくはお問い合わせください。
福祉保健課健康づくり係	電話: 954-6148 FAX: 953-7713	毎年食生活等改善推進員養成講座を実施しています。4月以降の広報で募集する予定です。
旭区社会福祉協議会	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	賛助会費: 地区 世帯数×定額 ※旭区社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会の活動費として活用されます。
旭区社会福祉協議会内	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	共同募金(戸別募金)のご依頼 依頼時期: 毎年 9月 実施時期10月~12月
旭区社会福祉協議会内	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	日本赤十字社会費のご依頼 依頼時期: 毎年 4月 実施時期: 5月~7月
旭区社会福祉協議会内	電話: 392-1123 FAX: 392-0222	更生保護協会会費のご依頼 会費: 1世帯あたり 10円 実施時期: 5月~7月(日本赤十字社会費と同時期)

6 元気なまちをみんなで

～ 自治会への加入を呼びかけて元気なまちをみんなでつくろう～

少子高齢化や東日本大震災などで、住民同士が日頃から顔の見える関係をつくり、いざというときに助け合えるまちづくりが、改めて重要視されています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、自治会・町内会活動に関心がなく、加入しない人も増えています。

加入の必要性を伝えること、加入のメリットを理解してもらうことについて、何らかのヒントになるような事例を紹介し、参考にしていただき、みんなで支え合う、元気なまちづくりへの取組に役立てていただければと願っています。



① マンションに加入促進に行ったところ、住民の方から、「学生(単身)のため、長くは住まない。加入すると、どんなメリットがあるの?」と聞かれました。どう答えたらいいでしょうか?

回答例

自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立つ活動をしています。災害時など、いざという時にご近所が助け合えるよう協力体制を作ります。自治会町内会で防犯灯を設置し、夜道の安全を確保します。また、ごみ集積場所の管理や清掃活動、市役所との連携、市の広報紙や公的団体からの情報を掲示板や回覧板でお知らせしています。短期間ですが、ご縁でせつかくこの地域にお住まいになるのですから、ぜひ顔見知りをつくるためにも、自治会・町内会への加入をお勧めします。

事例紹介 (旭区内)

最初は、楽しい話題から話し始めて、親しみや興味を持ってもらうことを大切にしています。例えば、家族構成に合わせて、参加できる地域のイベントのチラシを持参して、楽しさをPRしています。また、イベント終了後も当日の楽しさが伝わるような写真を使ったり、地域の取組を紹介するような広報紙を作成し、未加入世帯にも配布しています。地道な取組ですが、まずは活動を知ってもらうことも大切です。



② 加入のお願いに行ったら、「単身で帰りも遅く、留守にしがちなので、役員にはなれません…」と言われました。こんな時、どんなふうに答えたらいいですか?

回答例1

役員にならなくても、まずは、休日の空いている時間だけ、行事のお手伝いをさせていただきだけでも構いません。皆さんで少しずつ協力しあえると嬉しいです。

回答例2

役員として参加できなくても、会費を納入していただき、自治会・町内会の運営に関心を持っていただくことは大変助かります。



③ 役員の担い手が不足していて、夏祭りなどの行事をするのも難しくなっています。子ども達も毎年楽しみにしているので、何とか続けたいのですが、どうしたらいいでしょうか?

事例紹介 (旭区内)

役員ではなく、夏祭りを企画・運営したい人たちが集まって活動する実行委員会形式にして、取り組みました。最初は、二世帯で暮らしている役員の子も世代に、「夏祭りだけでいいからやってもらえないか?」と声をかけ、徐々に、若い世代の親たちが子どものためにと集まってくれるようになりました。

会合は、平日の夜間や休日などのみんなが集まりやすい時に開催し、中には子ども連れの夫婦で参加する人もいて賑やかです。この取組がきっかけで夏祭りは継続でき、地域内での交流の輪が広がりました。

テーマによって関心がある人、一部ならやってもいいという人もいると思うので、仕事を分けて、負担



④ 役員をやってもらえないかと頼むと、「近所の人顔もあまり分からない自分にできるかどうか不安だ」、「負担が大きいのでは?」と言われてしまいます。こんな時、どうしたらいいでしょうか?

事例紹介 (旭区内)

私たちの自治会では、5月末に、新しい役員同士の親睦を深めるために、イベント(BBQ大会)をしています。役員になりたての人も、イベントを通じて顔見知りになり、1年間の活動中にもお互い相談にのることができます。役職にかかわらず相談しあえる仲間の存在は大きく、励みになっています。

事例紹介 (他都市)

私たちの自治会では、役員の任期は、14か月としています。これにより、2か月間の引継ぎ期間ができ、無理なく負担を減らすことができます。経験者が新しい人をフォローするのも大切です。

加入促進のあいさつ状(例)

※旭区役所のHPで書式のダウンロードができます。

旭区 加入促進のあいさつ状 で **検索**

- ・ これは(例)です。
- ・ 必要に応じて修正してください。

年 月 日



新規転入された皆さんへ



〇〇自治会・町内会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

突然のご連絡となり申し訳ありません。
私たちは、〇〇自治会町内会と申します。

〇〇自治会町内会は、〇〇町を中心に、約〇割(〇〇世帯)に加入いただいています。
私たちは、ごみ集積場所の管理や資源回収を通じて、きれいなまちづくりを進めたり、
防犯灯の設置や、まちの防犯パトロール、子どもたちの見守りを通じて、安心して暮ら
せるまちの取組みを進めています。

近年、数多く発生した大災害では、隣近所での助け合いの大切さが再認識され、
“いざというときは、遠くの親戚よりも、ご近所の顔見知り”という事が言われるようになり
ました。

〇〇自治会町内会でも、お互い助け合える関係を作るために、地域での防災訓練や
回覧板や掲示板などを活用した情報共有、各種イベントの開催などの活動に取り組んで
います。

この他、当自治会では、区役所や警察、消防、学校、土木事務所や商店街などいろ
いろなところと連携して、地域活動に取り組んでいます。

ぜひ、この機会に、私ども〇〇自治会町内会にご加入いただきたく本日はお知らせ
するものです。

なお、自治会・町内会費(年〇〇〇円)は、加入いただいた翌年(・翌月)から、班長さ
んを通じていただくことになっていますので、よろしくお願いいたします。

【お知らせの内容】

★あなたの所属する班は、〇〇自治会町内会の ____ 班です。

★班長さんは、現在、_____さん(電話: _____)です。

自治会・町内会への加入をお考えの方や関心のある方は、ぜひご連絡ください。
また、ご不明な点やお困りごとがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

会長 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇)(電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)
事務局 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇)(電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)



○加入案内リーフレットについて

旭区では、旭区に転入した方に対し、転入届の窓口で自治会への加入案内リーフレットを配付しています。このリーフレットでは、大災害時などのいざという時に頼りになるのは自治会町内会であるということなどをアピールする内容となっており、裏面には自治会町内会の区域図を記載し、入会取次依頼書を挟み込んでいます。各自治会で加入勧奨のために戸別訪問する際などにもご活用いただけますので、ご希望の場合は区役所地域振興課まで御連絡下さい。

また、このリーフレットや加入啓発グッズには2次元コードを印刷しており、スマートフォン等で読み込むことで、すぐにメールで区役所に加入意思を伝えられるようにしてあります。その場合、区役所から該当の自治会町内会長に加入希望者の連絡先をお伝えし、御対応いただくこととなります。

加入案内リーフレット



加入啓発グッズ

(あさひくんキーホルダー)



○ホームページの案内について

横浜市のホームページでは、「自治会町内会への加入促進」のページを用意しております。

自治会町内会の「役員のみ手が少ない」、「会員の高齢化」などの課題に対して、工夫して取り組んでいる自治会町内会の事例を紹介している「ハマの元気印」や集合住宅加入者向けの「加入促進チラシ」などを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

ハマの元気印 VOL.1



ハマの元気印 ダイジェスト版



加入促進チラシ集合住宅加入者向け



ホームページの場所

横浜市トップページ >暮らし・総合>市民協働・学び > 市民と行政の協働 > 自治会町内会 > 自治会町内会への加入促進

× モ ♪

おっ
かれ
さま
です

